

光電話サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備 考（変更理由）
光電話サービス契約約款 <u>2025年2月1日</u> 株式会社 STNet	光電話サービス契約約款 <u>2025年4月1日</u> 株式会社 STNet	

光電話サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備 考（変更理由）						
別 記 1 2 天気予報サービス及び災害用伝言ダイヤルサービス (2) 当社が別に定める協定事業者が提供する天気予報サービスは、次のとおりとします。 <table><tr><th>区別</th><th>内容</th><th>電気通信番号</th></tr><tr><td>天気予報サービス</td><td>気象庁が作成した気象、地象又は水象に関する気象情報を通知するサービス</td><td>1 7 7</td></tr></table> (4) 天気予報サービスは、1 の音声通信について、天気予報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、6 分経過後 1 2 分までの間において、その音声通信を打ち切ります。 (注 1) (2) (3) の「当社が別に定める協定事業者」は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。	区別	内容	電気通信番号	天気予報サービス	気象庁が作成した気象、地象又は水象に関する気象情報を通知するサービス	1 7 7	別 記 1 2 天気予報サービス及び災害用伝言ダイヤルサービス (2) (削除) (4) (削除) (注 1) (3) の「当社が別に定める協定事業者」は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。	
区別	内容	電気通信番号						
天気予報サービス	気象庁が作成した気象、地象又は水象に関する気象情報を通知するサービス	1 7 7						

光電話サービス契約約款 新旧対照表								
旧	新	備 考（変更理由）						
附 則	附 則 <u>（実施期日）</u> 1 この改正約款は、2025年4月1日から実施します。 <u>（経過措置）</u> 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 <u>（整理品目）</u> 3 この改正規定実施の際、現に改正前の規定により当社が締結した光電話サービスに関する提供条件は、次項に掲げるもののほか、改正規定に規定する光電話サービスに関する提供条件に準ずるものとします。 4 前項に規定する光電話サービスに関する提供条件は、次のとおりです。 <u>別 記</u> <u>12 天気予報サービス及び災害用伝言ダイヤルサービス</u> （2）当社が別に定める協定事業者が提供する天気予報サービスは、次のとおりとします。 <table border="1"> <tr> <th>区別</th><th>内容</th><th>電気通信番号</th></tr> <tr> <td>天気予報サービス</td><td>気象庁が作成した気象、地象又は水象に関する気象情報を通知するサービス</td><td>177</td></tr> </table> （4）天気予報サービスは、1の音声通信について、天気予報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、6分経過後12分までの間において、その音声通信を打ち切ります。 <u>（特例措置）</u> 5 2025年4月1日から2025年5月31日までの間に光ネットサービス契約の新規契約と同時に、コース1に係る光電話サービス契約の申込みまたはコース1に係る光電話サービスの変更の請求を行った光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。 （1）コース1に係る基本利用料、番号利用料、端末等使用料、付加機能使用料及び附帯サービスに関する料金（ただし、電話帳掲載料は除く）については、光電話サービスの基本利用料が課金される月から1ヶ月に限り、0円とします。 （2）ピカラ公式サイト（https://www.pikara.jp/hikari.html）から、光ネットサービス契約の新規契約と同時に、コース1に係る光電話サービス契約の申込みまたはコース1に係る光電話サービスの変更の請求を行った場合、コース1に係る基本利用料、番号利用料、端末等使用料、付加機能使用料及び附帯サービスに関する料金（ただし、電話帳掲載料は除く）については、（1）の特例措置が終了する翌月から5ヶ月に限り、0円とします。 （3）他の減額措置により、コース1に係る光電話サービス契約の基本利用料が0円とされる場合は、他減額措置が終了する翌月から（1）及び（2）の特例措置を実施します。 6 2025年4月1日から2025年6月30日までの間に光電話サービス契約を申込みした光電話サービス契約者に、次の特例措置を実施します。ただし、この約款の附則で別に定める場合を除きます。 （1）コース1に係る新規契約（ただし、光ネットサービス契約に係る申込を同時に申込した場合に限る）に伴う番号移転に係る工事費については0円とします。 （2）コース1に係る新規契約（ただし、光ネットサービスの提供を開始している契約者が申込した場合に限る）に伴う契約事務手数料、交換機設定に係る工事費、端末設備設置、設定に係る工事費、番号移転に係る工事費については0円とします。（ただし、提供区域がピカラCVC、ピカラMCB、ピカラ東かがわ、ピカラUCAT、ピカラ（宇和島市）、ピカラ西予、ピカラ八西、ピカラKBC、ピカラ石井CATV、ピカラエーアイ、ピカラてれびあなん[エリア区分(1)]、ピカラ香南、ピカラs w a nに限る） （3）コース4に係る新規契約（ただし、提供区域がピカラ（愛媛）、ピカラ愛媛CATV、ピカ鳴門を除く）に伴う契約事務手数料、交換機設定に係る工事費、端末設備設置、設定に係る工事費、番号移転に係る工事費については0円とします。	区別	内容	電気通信番号	天気予報サービス	気象庁が作成した気象、地象又は水象に関する気象情報を通知するサービス	177	
区別	内容	電気通信番号						
天気予報サービス	気象庁が作成した気象、地象又は水象に関する気象情報を通知するサービス	177						

光電話サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備 考（変更理由）
	<u>（４） コース７およびコース８に係る新規契約に伴う契約事務手数料、交換機設定に係る工事費、末設備設置、設定に係る工事費、番号移転に係る工事費については０円とします。</u> <u>（５） コース９に係る新規契約（ただし、提供区域がピカラ中土佐を除く）に伴う契約事務手数料、交換機設定に係る工事費、端末設備設置、設定に係る工事費、番号移転に係る工事費については０円とします。</u> <u>（６） 別記１（１）の提供区域名ピカラＣＶＣ〔エリア区分（２）〕において、光電話サービスの提供を開始している契約者が、光電話の回線および番号追加の申込みをした場合、交換機設定に係る工事費、番号移転に係る工事費については０円とします。</u> <u>７ ６の新規契約する場合の特例措置について、以下の場合は適用しません。</u> <u>現在の光電話サービス契約者が、既に締結している光電話サービス契約（この条文において「従来の光電話サービス契約」といいます。）に加えて、同一の構内又は建物で新たに光電話サービス申込みを行い、かつ当該新たに締結した光電話契約の成立以降１２ヶ月以内に従来の光電話サービス契約を解除した場合。</u>	